

フランスにおける不法行為責任の 客観化と集団的補償システム（1）

——リスク社会の進展に伴う民事責任の変容——

山 田 希*

目 次

- I. 序論的考察
 - 1. はじめに
 - 2. 不法行為責任の客観化
 - 3. 集団的補償システム
 - 4. 過失責任の後退
 - 5. 本稿の問題関心と構成 (以上、本号)
- II. 客観化・集団化の歴史
- III. 民事責任法の危機
- IV. 過失責任の新たな地平
- V. 現代のフランスにおける基本的対立軸
- VI. 日本におけるリスク理論の可能性
- VII. 日本における集団的補償システムの可能性
- VIII. 結 語——「社会のリスク化」と「リスクの社会化」

I. 序論的考察

1. はじめに

本稿は、フランスでみられる民事責任の客観化（無過失責任の拡大）と集団化（集団的補償システムの充実）を主たる分析対象とし、リスク社会における民事責任制度の可能性と限界に迫ることをその目的とする。なお一般

* やまだ・のぞみ 立命館大学法学部教授

に「民事責任」には契約責任も含まれるが、本稿の問題関心は、主として不法行為責任の領域にある。契約責任とリスクの問題は、他日を期することとしたい。

リスク社会とは、定評のある社会学事典によれば、「グローバル規模で生命を危険に曝す次元にまでリスクが達し、生活環境や社会の発展にますますリスクが影響を与えるようになる社会」¹⁾をいう。ドイツの社会学者ウルリヒ・ベックが1986年に公刊した『危険社会』²⁾において初めて本格的に取り上げ、それを機に世間に広く認識されるようになった³⁾。同書の内容は、公刊の年にチェルノブイリ原発事故が起きたこともあり、人々に強い衝撃を与えたといわれている。

リスク社会でいうリスク (risque) とは、「実現するかどうか、またはいつ実現するかという点で発生が不確実な有害事象」⁴⁾をいう。日本では「危険」と訳されることも多いが、損害発生の「可能性」に力点が置かれる点で、人や物の安全や存在が脅かされた状態を表す「危険 (danger)」とは区別される概念である⁵⁾。歴史的には、航海小説にでてくるような出来事（海上の危険や不運）を意味するものに過ぎなかったが、次第に産業社会の黎明期に起きた数々の事故をも含意するようになり、福祉国家の克服すべき対象とみなされた後、今日では、危険、脅威、災害、事故、安全上の欠陥、緊急、危機等々の増大と認識されるものに不安を抱く社会の表象

1) 日本社会学会社会学事典刊行委員会編『社会学事典』（丸善、2010年）228頁。

2) ウルリヒ・ベック著（東廉＝伊藤美登里訳）『危険社会——新しい近代への道』（法政大学出版社、1998年）。

3) 飛田満「リスクとは何か、リスク社会とは何か——ウルリヒ・ベックのリスク社会論（1）」目白大学人文研究10号（2014年）61頁。

4) G. Cornu, *Vocabulaire juridique*, 11^e éd., puf, p. 932. リスクは、一般的有害事象と、発生が想定されている特定の有害事象の双方を指す。

5) たとえば、ライオンの檻の中は危険である (dangereux) が、檻の外にいる限り、リスクはゼロに近い。もちろん、不用意に檻の中に入れば、リスクは一気に高くなる。要するに、危険 (danger) は、それにさらされることによってリスク化する。換言すれば、危険 (danger) とは、リスクの源の1つである。

ともなっている⁶⁾。しかも、リスクが問題となる分野は、健康、食糧、自然、環境、生物、技術、化学、工業、核、テロ、職業、デジタル、福祉⁷⁾と多岐にわたっており、いまや現代法における中心的な概念であるといっても過言ではない⁸⁾。

リスク社会の進展は、当然のことながら、民事責任法の領域にも影響を与えている⁹⁾。その最も顕著な例は、民事責任の客観化(objectivation)と呼ばれる現象である¹⁰⁾。本稿が考察の対象とするフランスにおいては、無過失責任(正確には、外部原因を証明したときにのみ免責される「当然の責任」)の適用される範囲がわが国との比較で相当に広い(【表1】参照)。これはフランスの判例が、民法典の起草時にはとくに重要な意味をもたなかった当時の1384条(現在の1242条)1項をはじめとする条文を手がかりに少しずつ範囲を拡大してきた結果である。

6) V. Lasserre, *Le risque*, D. 2011, 1632.

7) フランスでは、自律の喪失が、既存の社会保障制度の4つのリスク(疾病、労災職業病、年金、家族)に続く第5のリスクと認識されている(稲森公嘉「フランス介護保障制度の現状と動向」健康連海外医療保障94号〔2012年〕12頁)。

8) V. Lasserre, *ibid.*

9) たとえば、製造物責任法における開発危険の抗弁は、技術革新に伴うリスクの社会による受容形態であると捉えることも可能である。もともと、予防原則の拡大が、開発危険による免責の正当性に関する問題を改めて議論の俎上に載せているとの指摘もある(F. Ewald, *Aux risques d'innover: Les entreprises face au principe de précaution*, Paris, Éditions Autrement, 2009)。予防原則とは、淡路剛久〔編〕『環境法辞典』(有斐閣、2002年)338頁によれば、「取返しのつかない重大な影響については、科学的根拠又は科学的知見が不十分であることを、費用対効果の高い対策の実施を延期する理由としてはならず、予防的対応をとるべきであるという原則」をいうと定義されている。

10) フランスにおける民事責任の客観化については、淡路剛久「不法行為責任の客観化と被害者の権利の拡大——日仏比較法の視点から——」立教法学73号(2007年)1頁以下が、日本法との丁寧な比較を通して分析している。本稿本号の客観化に関する記述は、同論稿と多くの部分において重複する。

【表1】 民法上の不法行為責任（日仏比較）

日 本		フ ラ ンス	
<input type="checkbox"/> 一般不法行為(709条)	過失責任	<input type="checkbox"/> 一般不法行為(1240条)	過失責任
<input type="checkbox"/> 責任無能力者の監督義務者の責任(714条)	中間責任	<input type="checkbox"/> 物・他人の行為に関する責任(1242条1項)	無過失責任
<input type="checkbox"/> 使用者等の責任(715条)	中間責任	<input type="checkbox"/> 未成年の子に関する父母の責任(1242条4項, 7項)	無過失責任
<input type="checkbox"/> 注文者の責任(716条)	中間責任	<input type="checkbox"/> 被用者(使用人)に関する使用者(主人)の責任(1242条5項)	無過失責任
<input type="checkbox"/> 土地の工作物等の責任(717条)		<input type="checkbox"/> 見習いに関する職人の責任(1242条6項, 7項)	無過失責任
- 占有者の責任	中間責任	<input type="checkbox"/> 生徒に関する教師の責任(1242条6項, 8項)	過失責任
- 所有者の責任	無過失責任	<input type="checkbox"/> 動物の所有者等の責任(1243条)	無過失責任
<input type="checkbox"/> 動物の占有者の責任(718条)	中間責任	<input type="checkbox"/> 建物の所有者の責任(1244条)	無過失責任

拡大化する民事責任の理論的な基盤となったのは、19世紀末に活躍したラベ、サレイユ、ジョスランといった碩学が相次いで展開したリスク理論である。他人をリスクにさらす活動を行った者は、たとえ道徳的な非難には値しなくても、自己の活動が招いた損害を賠償すべきである。かかる主張の中核をなす「リスク」概念は、民事責任法の領域でも次第に存在感を強めていき、現在では、過失と並ぶ責任の根拠と位置づけられている。

もっとも、責任の成立がどれほど容易でも、被害者の受けた損害が現実には補償されなければ意味がない。そのような観点からすれば、民事責任の客観化に具体的な実効性をもたせたのは、責任保険を始めとする集团的補償システムの存在であった¹¹⁾。たとえば、責任を認められた加害者が責任保険に加入している場合、被害者に実際に補償金を支払うのは保険者である。しかし、その補償金の原資は、潜在的加害者である被保険者集団の払

11) わが国における集团的補償システムの全体像を複眼的に検討したうえで、「社会保険制度と損害賠償制度を合体した、単一の総合的な人身被害の救済システム」（総合救済システム）の設立を構想するものとして、加藤雅信「不法行為法の将来構想——損害賠償から社会保障の救済へ——」同編『損害賠償から社会保障へ——人身被害の救済のために——』（三省堂、1989年）1頁以下がある。社会状況の認識を加藤と共有する本稿は、類似の状況に対応するフランスの理論と実務を分析したうえで、日本法における過失責任主義の相対化を図り、筆者なりの救済システム構想を提示するものである。なお、加藤雅信「損害賠償制度の展開と『総合救済システム』論——柵瀬教授の批判によせて——」ジュリスト987号（1991年）142頁以下も参照。

い込んだ保険料であるから、被害者に対する補償金の支払いは、被保険者集団による損害賠償義務の履行にほかならない。要するに、責任保険という仕組みは、民事責任の集団化 (collectivisation) を図るための技術形態であるといえる。

責任の集団化を図る技術形態は、責任保険のほかにも存在する。たとえば、労働災害等による損害を填補する社会保障 (Sécurité sociale) は、加入者集団による補償を実現する制度である。これとは別に、特定の事故の被害者を救済する目的で設けられた各種の保障基金 (Fonds de garantie) もある。基金の拠出者集団に財政的に支えられた仕組みである。責任保険が曲がりなりにも加害者の責任を前提とするのに対し、社会保障や基金による保障は、責任の存否とは無関係に行われる。集団的な保障に特化したこれらのシステムは、人々を襲う災難を前に形成された社会的連帯の直接的な発現であるといわれている¹²⁾。

責任の集団化を図る技術の開発は、民事責任の客観化を一段と進行させる要因となった。実際、客観化と集団化とは、前者が後者を生み、後者が前者を助長するという相互作用の関係にある。かかる民事責任の変容は、社会で発生するリスクを社会全体で負担するという「リスクの社会化」に寄与する一方で、過失に基礎を置く伝統的な個人 (主義) 的責任の後退を招き、民事責任の存在をも脅かすに至っている。「民事責任法の危機」と呼ばれる現象である。

本稿では、こうした負の現象をも可能な限り視野に入れたうえで、わが国でも進行する「社会のリスク化」に対応しうる民事責任 (法) のあり方を模索する。その導入部分にあたる I では、フランスにおける不法行為責任の客観化 (2) と集団的補償システム (3) の現状をまずは概観し、

12) P. Jourdain, Les principes de la responsabilité civile, 9^e éd., Dalloz, 2014, p. 15. フランスの「連帯」思想に着目する近時の文献として、塚林美弥子「フランス『連帯』概念の憲法上の位置付け——RMI 制度を素材とする一考察——」早稲田法学会誌66巻1号 (2015年) 241頁以下参照。「連帯」概念が「社会的諸権利に普遍性を付与する規範的な基盤」であり、「社会立法の際の正統化根拠」となっている旨が述べられている (248頁)。

次いで「過失責任の後退」現象にも簡単に触れた後（4）、本稿の問題関心と構成について述べる（5）。

2. 不法行為責任の客観化

フランス民法典1240条（旧1382条）1項¹³⁾は、日本でもよく知られているとおり、不法行為の一般原則を定めた規定である。同条は、「他人に損害を与える人の行為はいかなるものであれ、過失によって損害を発生させた者に損害を賠償する義務を負担させる」¹⁴⁾との表現で、過失責任の原則を謳っている。過失と責任との接合はローマ法の時代にも観察されているものの¹⁵⁾、一般的な原則を確立するまでには至らなかった。それを定めた同条の起草に影響を与えたのは、キリスト教思想¹⁶⁾とドマの業績¹⁷⁾であ

13) フランス民法典の民事責任に関する規定は、契約法、債務一般法および債務証拠法を改正する2016年2月10日のオルドナンス第131号により、条文表記が変更された。本稿では、とくに断りのない限り、2016年改正後の表記を用いている。

14) 本稿で引用するフランス民法典の条文を訳出するに際しては、法務大臣官房司法法制調査部『フランス民法典－物権・債権関係－』（1982年）を参照した。

15) ローマ法の *actio doli* は行為者の主観的態様に基づくものであり、またローマ共和国末期には責任の判断に加害者の行動が考慮されることもあったようである（A. Bénabent, *Droit des obligations*, 16^e éd., LGDJ, 2017, p. 402）。*actio doli* については、春木一郎「*Actio doli*ニ付テ（一）」法学協会雑誌36巻5号（1918年）1頁と8頁、原田慶吉『ローマ法〔改訂版〕』（有斐閣、1975年）232頁、岩本尚禧「民事詐欺の違法性と責任（2）」北大法学論集63巻4号（2012年）160頁以下に詳しい。

16) 何人も己の義務を遵守し、その違反に責任をもつべきであるというキリスト教思想がフランス古法に影響を与え、過失を民事責任の根拠とする命題が確立されたという指摘につき、A. Bénabent, *ibid.*

17) ローマ法の諸原則を宗教的諸原理と合理主義的哲学の観点から再構成したといわれるドマは、著書の中で次のように述べている。「何らかの損害を惹起した者が、何らかの義務に違反したか、あるいは約束を破ったという理由で損害を賠償する義務を負うことは、あらゆる種類の特別な義務、および何人にも害を及ぼさないと一般的義務の当然の帰結ではある」が（J. Domat, *Lois civiles*, Livre III, titre V）、「罪のない行為の予期せぬ結果によって損害が生じた場合には、[いかなる賠償責任も負うことはない]。なぜなら、かかる事象には、被害者の不注意や偶発事やらといった他の何らかの原因があり、この偶発事にこそ損害が帰責されるべきだからである」（*Même auteur*, *Lois civiles*, Livre U, titre VIII, Sect. IV, § 3）。

る。かくして民法典は、民事責任の根拠として過失に優先的な地位を与えたが、過失を唯一の根拠とみなすほどその道徳的な側面に意味をもたせたのは、後の自由主義哲学とヒューマニズムであった¹⁸⁾。

しかしながら、民事責任の客観化は着実に進行していった。その要因は主として3つにまとめられている¹⁹⁾。第1に、19世紀における社会の根本的な変容である。産業革命と人の活動の機械化は、損害の著しい増加と重大化をもたらした。技術革新とそれが招く技術的なリスクは、(リスクの実現でしかないという意味で)「偶発的 (accidentel)」な損害の発生という新たな問題を社会に突きつけた。第2に、危険な活動が増えるにつれて、人々が災難を甘受しなくなった。人の価値が高まり、市民は福祉国家により多くを要求するようになる。こうして、あらゆる損害の賠償が市民の「権利」となった。第3に、社会の同情 (commisération sociale) が、それまでは過失のみに責任を負えばよいという形で加害者に有利に働いていたところ、被害者に向けられるようになった。実際、民事責任の唯一の根拠としての過失は、すべての損害を補償するには「あまりにも窮屈な衣服」である。このような状況のもと、人は自分の過失だけでなく、自分の作り出したリスクにも責任を負うべきであるという理論 (リスク理論) が提唱されるに至る。

リスク理論の詳細はⅡに譲り、ここでは、民事責任の客観化を推し進めた判例の到達点を、(1)物に関する責任と(2)他人の行為に関する責任とに分けて確認した後、(3)フランスの司法省が2017年3月13日に公表した民事責任法改正草案(第2草案)²⁰⁾の内容について簡単に言及する。

18) P. Jourdain, *op. cit.*, note 12, p. 9.

19) P. Jourdain, *op. cit.*, note 12, p. 10 et s.

20) フランスの司法省は、2016年4月29日に最初の民事責任法改正草案を公表している。この草案の内容については、ヨナス・クネチュ(中原太郎訳)「フランス民事責任法改正——2016年4月29日の司法省法律草案の比較法的検討」法学(東北大学)80巻5号(2016年)19頁以下、廣峰正子「フランス不法行為法改革の最前線」法律時報89巻2号(2017年)94頁以下、鈴木清貴「フランス民事責任法改正草案(2016年4月29日)試訳」武蔵

（1）物に関する責任

フランス民法典1242条1項は、「〔人は〕自己の行為によって引き起こした損害だけでなく、自己が責任を負う者の行為又は自己が保管する物から生じる損害についても責任を負う」と定めている。この規定は、現在では無過失責任に関する一般原則を定めた条文であると解されている²¹⁾。他方、民法典にはこの規定とは別に、動物の所有者等の責任に関する規定（1243条）と建物の所有者等の責任に関する規定（1244条）が存在する。

（a）一般原則に基づく責任 1で述べた民事責任の客観化は、歴史をさかのぼれば、破毀院（民事部）1896年6月16日判決（Teffaine 判決）²²⁾に始まる。曳船のボイラーが爆発して機関士が死亡し、相続人が船主の責任を追及したという事案であるが、爆発の原因は不明であり、船主の過失も証明されていなかった。破毀院は、前述の1242条（当時は1384条）1項を根拠として船主の責任を肯定した。

民法典の起草からはほぼ1世紀の間、現在の1242条1項にあたる規定には特別な意味は与えられてこなかった²³⁾。同条が別項で定める他人の行為に基づく特別責任と、動物（1243条。旧1385条）や建物（1244条。旧1386条）の管理者が負う特別責任とを宣言するための「単なる前置き」と解されていたのである。これは、人の制御に収まらない物が稀であり、偶発的な事故による損害も少なかった時代のごく自然な解釈であった。しかし、19世紀後半に進んだ社会の工業化は、危険物に起因する事故を多様化させ、新たなリスクを創出した。これに伴って高まった補償の要求は、既存の責任の

↘野大学政治経済研究所年報14号（2017年）121頁以下参照。また、2017年3月13日に公表した第2草案については、オリヴィエ・グート²³⁾（野澤正充訳）「フランスにおける民事責任法改正草案（2017年3月13日の改正草案）」立教法学96号（2017年）214頁以下参照。

21) フランスにおける無生物責任法理を包括的に研究する文献として、新関輝夫『フランス不法行為の研究』（法律文化社、1991年）がある。また、浦川道太郎「危険責任の一般条項——各国民法典における動向」野村先生古稀記念『民法の未来』（商事法務、2014年）231頁以下（とくに241頁以下）が、同条の検討を比較法的に行っている。

22) Cass. civ. 16 juin 1896, D. 1897. I. 433, S. 1897. I. 17. 淡路・注（10）引用文献11頁以下。

23) P. Jourdain, op. cit., note 12, p. 85.

枠組みを超え、民事責任の拡大を招くこととなる。

1896年判決以降も、判例は1242条1項をあらゆる物に機械的に適用することには躊躇をみせていた。そのような状況のもと、破毀院(連合部)1930年2月13日判決(Jand'heur 判決)²⁴⁾は、物の性質や特徴による区別を否定する判断を示すに至る。本件の事案は、歩行者が走行中のトラックにはねられて負傷したというものであり、交通事故に関する特別法が制定される前の時代において、人の操作する自動車が「物」にあたるかどうか争点となった。判決の中で破毀院は、「法律は、当該法律が定める推定〔筆者注：「過失」ではなく「責任」の推定〕を適用するうえで、損害の原因となった物が人の手で操作されたかどうかに応じた区別をしていない。物の性質に固有の瑕疵、損害を引き起こす可能性のある瑕疵が存在することは必要でない。1384条は、物自体ではなく、物の保管に責任を結びつけているからである」との論理を展開した。責任が「保管」概念と結びついた瞬間である。本判決を嚆矢として、1242条(旧1384条)1項の規定は、動産にも不動産²⁵⁾にも、危険な物かどうかの区別なく適用されることとなった²⁶⁾。なお、参考までに言えば、この規定に関する判例を豊かにしてきたのは、交通事故の事例である²⁷⁾。

後に蓄積された判例によれば、保管者は、物が損害の発生に積極的な役割(rôle actif)を果たした場合に責任を負う。換言すれば、物が損害発生の原因であったこと(条件関係)だけでは足りず、「相当な原因」であったこと(相当因果関係)が要求される。積極的な作用は、①物の運動と、②

24) Cass. ch. réunies, 13 février, 1930, Bull. civ. ch. réunies, n° 34. 新関・注(21)引用文献77頁以下、淡路・注(10)引用文献14頁以下。

25) たたし、損壊した建物の責任に関する1244条の規定が適用される場合を除く。

26) たとえば、ワインのボトル、床、エレベーター、煙、泥、廃棄物、電気または電波、ガス、マッチ、ピン、スティック、フォーク、衣服、樹木など様々な物に適用される。なお、「人体」には適用されない(スキーヤーやサイクリストとの接触事故のように身体が物の延長とみなされる場合を除く)。

27) A. Bénabent, op. cit., note 15, p. 473.

損害対象（被害者の身体または損傷した財産）との接触といった、物の物理的な関与から推定される²⁸⁾。上記①②のいずれかを証明できない場合は、物の内部的な瑕疵や異常な位置または動きを被害者が証明しなければならなくなる²⁹⁾。

責任の主体は、物の保管者である。保管 (garde) の概念については、もとより物の物理的な管理にはとどまらないものの、さりとて物に対する権利の占有といった抽象的な定義では、盗難の場合にも所有者に保管が認められてしまうとの欠点が指摘されていた。そこで、破毀院（連合部）1941年12月2日判決 (Franck 判決)³⁰⁾ は、保管を、使用 (usage), 指揮 (direction) および制御 (contrôle) の権限の行使と定義した。この定義には、純粋に法的な秩序に属する特権 (prérogative) である「指揮」と「制御」に「使用」が付加されたという特徴がある。保管のこのような「事実化」は、盗難の場合に所有者を免責し、泥棒を保管者と認定することを可能にした³¹⁾。なお、保管は、事理弁識能力がない者にも認められる³²⁾。責任の客観化がここにも現れている。

保管者が誰であるかが明確でない場合は、所有者が保管者であったと推定される。この推定は、①所有者が意に反して物の占有を失ったとき（盗難など）、②契約の効力により任意に物を手放したときには覆る。②の場合は、通常、賃借人、消費貸借や使用貸借の借主、修理業者、運送業者等が保管者となる。もっとも、輸送中のガスボンベの爆発が物の構造に起因していたという事案では、「作用 (comportement)」の保管者である運送

28) Cass. civ. 9 juin 1939, DH. 1939, II, 288.

29) たとえば、被害者が滑りやすいか照明の暗い階段で転んだとか、配置や警告が不適切な弱いガラスの窓に当たったなど。異常な位置や動きは客観的に評価され、必ずしも保管者の過失を構成するものである必要はない。

30) Cass. ch. réunies, 2 décembre 1941, Bull. civ., n° 292.

31) ただし、保管は物理的なものではない。たとえば、使用者の指示に従って物を使用する被用者には保管は認められない。

32) Cass. civ. 2^e, 18 décembre 1964, Bull. civ. II, n° 835 (心身に障害がある者); Cass. ass. plén., 9 mai 1984, Bull. civ. Ass. plén. n° 1 (年少者)。

業者ではなく、「構造 (structure)」の保管者であるボトルの製造者が責任を負うと判断されている³³⁾。ここでは構造の保管と作用の保管とが区別され、生じた損害がいずれの保管に起因するものであったかに応じて、保管者が決定されている。しかし、このような区別には、すでに複雑な保管の概念をいっそう複雑にするとの批判がある。

保管者は無過失責任を負うが、このことは、いかなる場合にも保管者が免責されないことを意味するわけではない。保管者は、被害者の過失を証明して責任を部分的に免れることができる。また、外部原因 (cause étrangère) の証明により完全な免責を得ることも可能である。この外部原因に依拠する場合には、不可抗力の特徴 (抵抗可能性の欠如+予見可能性または回避可能性の欠如) に加え³⁴⁾、外部性 (extériorité) を示す出来事 の存在を証明しなければならない³⁵⁾。

(b) 動物の所有者等の責任 動物の所有者や動物を用いる者は、動物が引き起こした損害について責任を負う (1243条)。この責任も無過失責任であり、物の保管者の責任 (1242条1項) と、あらゆる点で同じ規範に服している³⁶⁾。このため、民事責任法の改正草案では削除されている。

責任の原因となる動物は家畜には限られないが、飼育された動物のみが対象であり³⁷⁾、狩猟鳥獣 (gibier) などの野生の動物は除かれる³⁸⁾。また、

33) Cass. civ. 2^e, 5 janv. 1956, Bull. civ. II, n^o 2. 構造の保管と作用の保管の区別は、爆発性または可燃性の物 (それ自体で危険な物) にしか用いられておらず、現在では放棄されているとの指摘がある。

34) 不可抗力に関するフランスの議論については、荻野奈緒「契約責任における不可抗力の位置づけ——フランスにおける議論を中心として——」同志社法学58巻5号(2018年)353頁以下参照。

35) 外部性については、竹村壮太郎「〈研究ノート〉不可抗力における外部性要件の意義：フランス民事責任法の extériorité を中心に」上智法學論集57巻3号(2013年)191頁以下参照。

36) 判例は、1242条1項(旧1384条1項)を一般原則のレベルに昇格させた Teffaine 判決に先立つ1885年には、すでに同条の責任を無過失責任と解していた (Cass. civ., 27 octobre 1885, D. 1886. I. 207)。それ以前には過失の推定に基づく責任であった。

37) Cass. civ. 2^e, 6 mai 1970, D. 1970, 528.

38) Cass. civ. 2^e, 9 janvier 1990, JCP. 1991, IV, 86.

責任の主体は、1243条の規定によれば、動物の「所有者」または「動物を使用する者」である。しかし、ここでも判例は、無生物の責任と同様に、保管 (garde) の概念を用いて責任者を判断している。

(c) 建物の所有者の責任 建物の所有者は、維持管理上の欠陥や建築の瑕疵に起因する建物の損壊によって生じた損害の責任を負う (1244条)。この責任も無過失責任である。責任の主体が建物の所有者に限られており、建物の損壊に起因する損害でなければならない。

この規定は、19世紀の大半を通じて制限的に解釈されていた。過失責任を定める1240条 (旧1382条) に抵触すると考えられたからである。ところが、19世紀末には、これとは逆に、民法典の定める無過失責任は、機械化に伴う事故の被害者を救済しうる規律であると認識されるようになる。かくして、1244条 (旧1386条) は拡大解釈され、機械、樹木、船といった、いわゆる用途による不動産 (immeuble par destination) にも適用されることとなった³⁹⁾。

しかし、無過失責任の一般原則 (1242条1項) の「発見」以降、1244条は、被害者にとってそれほど有利な規定ではなくなった。というのも、同条は、維持管理上の欠陥か建築の瑕疵を責任の成立に必要な要件としているからである⁴⁰⁾。この点、判例は、1242条1項と1244条の要件をいずれも充足するケースでは、(被害者に不利な) 1244条を優先的に適用する⁴¹⁾。その一方で、判例は、建物の「損壊」という要件を厳格に解釈することによって、1244条の適用範囲を極端に縮小してもいる⁴²⁾。結局、この規定

39) Ph. Malaurie, L. Aynès et Ph. Sroffel-Munck, Les obligations, LGDJ, 9^e éd., 2017, p. 100.

40) もっとも、1240条の責任 (過失責任) よりも被害者に有利である。なぜなら、建築の瑕疵は、所有者が自ら建物を建築したのでない限り、所有者の過失ではないし、維持管理上の欠陥も、賃借人など他の占有者の過失を原因とする可能性があるからである。

41) 破毀院 (第2民事部) は、「建物の損壊を特別に対象とする [旧1386条] は、動産であるか不動産であるかを問わず、人の管理下にある物の所為による責任に関する民法典1242条 [旧1384条] の一般規定を排斥する」と判示している (Cass. civ. 2^e, 30 novembre 1988, Bull. civ. II, n^o 239)。

42) 単なる不調 (mauvais fonctionnement) では足りず (Cass. civ. 2^e, 17 octobre 1990, ↗

も、民事責任法の改正草案では姿を消している。

(2) 他人の行為に関する責任

民法典が定める他人の行為に関する責任には、未成年子の行為に関する父母の責任(1242条4項, 7項), 被用者の行為に関する使用者の責任(同条5項), 使用人の行為に関する主人の責任(同条5項), 見習いの行為に関する職人の責任(同条6項, 7項), 生徒の行為に関する教師の責任(同条6項, 8項)がある。このうち, 教師の責任は無過失責任であるが, それ以外はすべて無過失責任である。また, 無過失責任の一般原則(同条1項)は, 他人の行為に関する責任にも適用される。

(a) 父母の責任⁴³⁾ 未成年の子が他人に損害を与えた場合の父母の責任は, 伝統的には過失の推定に基礎づけられていた。民法典は, 「父及び母は, 親権を行使する限りで, それらの者と同居する未成年子が引き起こした損害について, 連帯して責任を負う」(1242条4項)と規定する一方で, そ「の責任は, 父母……が当該責任を生じさせる行為を阻止することができなかったことを証明しない限り, 生じる」(同条7項)とも定めている。かつての判例は, この2つの条文のもとで, 父母が監督・教育上の過失の不存在を自ら証明することにより責任を免れると解していた⁴⁴⁾。

↘Bull. civ. II, n° 201), 崩壊 (désagrégation) が必要である。ただし, この崩壊は部分的なものでもよい (A. Bénabent, op. cit., note 15, p. 464)。

43) フランス法における父母の責任の詳細については, 奥野久雄「フランス法における幼年者の不法行為責任」大阪商業大学論集74号(1985年)125頁以下, 久保野恵美子「子の行為に関する親の不法行為責任(1)(2)——フランス法を中心として——」法学協会雑誌116巻4号(1999年)1頁以下, 117巻1号(2000年)82頁以下, 北村一郎「フランス法における《他人の所為による責任》の一般原理の形成」高翔龍先生日韓法学交流記念『21世紀の日韓民事法学』(信山社, 2005年)435頁以下, 奥野久雄「未成年者の不法行為に対する両親の責任と同居要件について——フランス法——」CHUKYO LAWYER 15号(2011年)1頁以下, 白石友行「フランス法における家族のメンバーによる不法行為と責任——家族のあり方と民事責任法の枠組——」筑波ロー・ジャーナル(2017年)119頁以下参照。

44) たとえば, 1960年11月2日判決で破毀院(第2民事部)は, 交通事故による損害に適用される特別法(1985年7月5日の法律)が制定される前の時代に, オートバイ事故で友

しかし、破毀院（第2民事部）は、1997年2月19日判決（Bertrand 判決）において従来の立場を変更し、父母の責任を無過失責任と解するに至る⁴⁵⁾。この判決の事案は、12歳の子供が運転する自転車がバイクと衝突し、それが原因で負傷したバイクの運転手が、子供の父親とその保険者に賠償を求めたというものである。破毀院は、「原審の判決では、不可抗力と被害者の過失のみが、Y〔父親〕と同居する息子の引き起こした損害を理由とする法律上当然の責任を免除することができる旨が的確に述べられており、控訴院には、父親の監督上の過失の有無を審理する必要はなかった」として、父親の責任を認めた原審の判断を是認した。1997年に下されたこの判決がきっかけとなり、今日では1242条4項の責任は無過失責任であるとの解釈が定着している。

さらに付言すれば、直接の行為者である子供の過失でさえ、少なくとも現在の判例に従うなら、父母の責任を成立させるための不可欠な要件ではない。判例も、かつては子供の過失を要求していたが、まず破毀院（大法廷）1984年5月9日判決（Fullenwarth 判決）において、事理弁識能力のない子供の行為につき父母の責任が肯定され⁴⁶⁾、次いで破毀院（第2民事部）2001年5月10日判決（Levert 判決）が、ラグビーの親善試合中に起きた事

↘人を負傷させた子供の父親の責任を認めた原審の判決を破毀するにあたり、次のように判示している。「控訴院は、事故と因果関係のない前述の事実から監督不足を認定することはできなかったのであるから、父親が息子に対して、損害を起こさないようにするような、より効果的な監督を行う可能性があったかどうか、他方で、息子の性格や傾向、および習慣的な行動を考慮して、父親が子供にとって注意深い教育者であったかどうかを調査しなければならなかった」（Cass. civ. 2^e, 2 novembre 1960, Bull. civ. II, n^o 627）。このほか、破毀院（第2民事部）1961年6月8日判決（Bull. civ. II, n^o 433）や同1976年4月29日判決（Bull. civ. II, n^o 140）も参照。

45) Cass. civ. 2^e, 19 février 1997, Bull. civ. II, n^o 56. 淡路・注（10）引用文献20頁以下。

46) Cass. ass. plén., 9 mai 1984, Bull. civ. Ass. plén. n^o 4. 破毀院は、「未成年者と同居する父母の責任が民法典1384条4項の規定を根拠に推定されるためには、未成年者が、被害者の主張する損害の直接的な原因である行為をしたことで十分である」と判示している。この点を日本に紹介するものとして、奥野・注（43）引用文献（大阪商業大学論集）125頁がある。

故の裁判において、「父母が法律上当然に負う責任は、子供の過失の有無には影響を受けない」⁴⁷⁾と宣言した。この立場は、その後、破毀院(大法院)2002年12月13日判決においても追認されている⁴⁸⁾。もっとも、このような解釈には批判が強く、近々予定されている民事責任法の改正で見直される公算が高い。責任が過度に厳格化した状況におけるある種の揺り戻し現象とも思われる。

(b) 職人の責任 見習い(apprenti)の行為についての職人(artisan)の責任も、かつては過失の推定に基礎を置いていた。この責任は、職人の下で、住み込みで修行をする見習いが多かった時代の産物である。職人は寝食を共にする見習いに対し職業上の監督や教育を行う義務を負うところ、かかる親子関係との類似性から、父母の責任(1242条4項)と同様の規範が設けられているのである⁴⁹⁾。

父母の責任を無過失責任と宣言した1997年判決以降は、職人の責任についても同様に解するのが一般的である⁵⁰⁾。もっとも、それを明示した判決は見当たらない。職業訓練(apprentissage)も、近時は見習いが住み込みで働くことは稀である⁵¹⁾。このような現状が考慮され、民事責任法の改正草

47) Cass. civ. 2^e, 10 mai 2001, Bull. civ. II, n^o 96.

48) Cass. ass. plén., 13 décembre 2002, Bull. civ. Ass. plén. n^o 4. この結果、子供自身が物の管理者として(1242条1項参照)、あるいは自動車の運転者として(1985年7月5日の法律)、無過失責任を負う場合にも、その父母は、子供が他人に与えた損害について責任を負うことになる(V. par ex., Cass. crim., 8 février 2011, Bull. crim., n^o 20)。

49) 民法典1242条6項は、「教師及び職人は、生徒及び見習いがそれらの者の監督下にある間中に生じさせた損害について〔責任を負う〕」と定めている。もっとも、父母の責任とは異なり、見習いの年齢や職人との同居は、この責任の成立要件ではない(L. Tranchant=V. Égéa, Droit civil, Les obligations, 22e éd., Dalloz, 2017, p. 136)。なお、前述の1242条7項(過失の推定規定)は、父母の責任だけでなく職人の責任をも適用対象とする。

50) Ph. Malinvaud, D. Fenouillet et M. Mekki, Droit des obligations, 14^e éd., LexisNexis, 2017, p. 606; L. Tranchant=V. Égéa, op. cit., note 49, p. 137; P. Jourdain, op. cit., note 12, p. 112.

51) 職人の責任も、近時は見習いが作業中に発生させた損害のみを対象とするとの指摘もある(Ph. Malinvaud, D. Fenouillet et M. Mekki, ibid.)。

案では、職人の責任を定めた条文は削除されている⁵²⁾。

(c) 使用者（および主人）の責任⁵³⁾ 使用者（commettant）と主人（maître）は、それぞれ被用者（préposé）と使用人（domestique）が雇用に関わる職務においてもたらした損害について責任を負う（1242条5項）。父母や職人の責任が、比較的最近まで過失の推定に基づくものであったのとは異なり、使用者や主人の責任は、かなり早い時期から無過失責任とされてきた⁵⁴⁾。実際、19世紀末には、すでに選任上の過失のない使用者の責任を認めた破毀院判決が存在する⁵⁵⁾。

使用者は、不可抗力の証明によっても責任を免れることがなく、使用者が責任を問われずに済むのは、責任の成立要件が充たされていない場合に限られるとの指摘もある⁵⁶⁾。したがって、使用者に許されるのは、①被用者が違法な行為をしていないこと、②使用者と被用者の間に指揮監督関係がないこと、③使用関係の外観がないこと、そして④被用者の行為が職務の執行中に行われたものでなかったことのいずれかを主張すること

52) 職人の責任には民事責任法改正草案の1248条が適用されるとの指摘もある（A. Bénabent, op. cit., note 15, p. 437）。

53) 使用者等の責任については、中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理（2）～（4）——使用者責任とその周辺問題に関する再検討」法学協会雑誌128巻2号271頁以下、3号657頁以下、4号（以上、2011年）849頁以下が、沿革、基礎づけ、具体的規律について詳しく紹介し、かつ、丁寧な分析を試みている。

54) 父母や職人の過失を推定する1242条7項のような規定は、使用者や主人については存在しない。他方で、現在の判例によれば、子供に過失がなくても父母の責任が成立するのに対し、被用者に過失がないときは使用者の責任は成立しないとする判決があった。事実、破毀院（第2民事部）1969年10月8日判決（Bull. civ. II, n° 269）では、「使用者の民事責任は、被用者に過失がある場合にのみ成立する」と明言されている。ただし、被用者が行為時に心神喪失に陥っていたことは、使用者の責任の成立を妨げない（Cass. civ. 2°, 3 mars 1977, Bull. civ. II, n° 61）。また、本文中の破毀院2000年2月25日判決に関する記述を参照されたい。

55) Cass. civ., 23 juin 1896, DP, 1898, I, 385; S. 1898, I, 209. 破毀院は、港湾当局が指定した水先案内人の未熟のせいで船舶が座礁したという事案の裁判において、事故の原因となった水先案内人を自らを選任していなくても、「船主は、船の運航を担当するすべての者の行為について責任を負う」と判示している。

56) Ph. Malinvaud, D. Fenouillet et M. Mekki, op. cit., note 50, p. 618.

だけである。

上記のうち問題になることが多いのは、①と④の要件である。まず、①の要件に関して、破毀院(大法廷)2000年2月25日判決(Costedoat判決)は、ヘリコプターの操縦士が散布した除草剤により稲作農家が被害を受けた事案の裁判で、「使用者に与えられた任務の範囲を逸脱していない被用者には、第三者に対する責任は生じない」との判断を示している⁵⁷⁾。すなわち、被用者自身が責任を問われなくても、使用者の責任を認めたわけである。

他方、④の要件をめぐることは、破毀院の内部においても、比較的緩やかに責任の成立を認める刑事部と、より厳格な解釈を行う民事部との対立があった。このため、1960年3月9日の連合部判決において、加害行為が「被用者を雇主と結ぶ使用関係と無関係であった」かどうかを基準とするとの判断が示された⁵⁸⁾。しかし、その後も両部の対立が続いたことから、大法廷が、まず1977年6月10日判決において、被用者が私的な目的で職場の自動車を使用して事故を起こしたという、射程の限られる単純な事案についての判断を示した後⁵⁹⁾、1983年6月17日判決において、使用者の責任は「許可なく自己の権限(attributions)とは無関係の目的で行為をした被用者が雇用上の職務を逸脱して与えた損害」の場合には成立しないとの準則を提示した⁶⁰⁾。この判決には、当初、民事部と刑事部の双方が従ったものの⁶¹⁾、刑事部がその後に復古的な判決を下したことから混沌とした状況

57) Cass. ass. plén., 25 février 2000, Bull. civ. Ass. plén. n° 2. この点につき、淡路・注(10)引用文献24頁以下参照。

58) Cass. ch. réunies, 9 mars 1960, Bull. réunies, n° 4.

59) 大法廷は、「使用者は、職務の執行のために提供された自動車を、許可なく、個人的な目的で使用した被用者もたらした損害の責任を負わない」と判示した(Cass. ass. plén., 10 juin 1977, Bull. civ. Ass. plén. n° 3)。本判決については、中原・注(53)引用文献(4)883頁が紹介している。

60) この判決の事案は、運送会社の運転手が輸送中の燃料油を盗取したが発覚を恐れて採石場に捨てたため、自治体の貯水池が汚染されたというものである(Cass. ass. plén., 17 juin 1983, Bull. civ. Ass. plén. n° 8)。

61) Cass. crim. 27 octobre 1983, Bull. crim. 1983, n° 272 et Cass. 2^e civ., 7 décembre 1983, Bull. civ. II, n° 195.

となり⁶²⁾、改めて大法廷が1985年11月15日判決⁶³⁾と1988年5月19日判決⁶⁴⁾において1983年判決の準則を繰り返す事態となった。

結局、使用者の責任は、被用者が、①許可なく、②自己の権限とは無関係の目的（たとえば被用者の私的な目的）で行為し、③雇用上の職務を逸脱したという3要件が充たされたときには成立を妨げられる。刑事部の立場との比較では責任の範囲はより限定的であるとはいえ、上記3要件（とくに③要件）には解釈の幅があり、判例の到達点が最終的に明らかになったとまではいえないとの指摘がある⁶⁵⁾。

(d) 教師の責任⁶⁶⁾ 生徒が教師 (instituteur) の監督下にいる間に発生させた損害については国が責任を負う（教育法典 L.911条の4）。ここでいう教師には、厳密な意味での instituteur（小学校の教師）だけでなく、中等教育、職業教育、高等教育の教員とスタッフ（生徒監督、訓練士、校長など）が広く含まれる。また、公立の教育機関のほか、国と契約を締結した私立の教育機関も対象となる（1960年4月22日のデクレ）。民法典には教師の責任に関する規定があるが（1242条7項）、1899年7月22日の法律により教師の責任を国が代替することとなった。したがって、教師本人は、たとえ過失があったとしても責任を負わなくてよい⁶⁷⁾。

62) Cass. crim., 28 février 1984, Bull. crim. 1984, n° 82; Cass. crim., 4 août 1984, Bull. crim. 1984, n° 270; Cass. crim., 2 mai 1984, Bull. crim. 1984, n° 152.

63) Cass. ass. plén., 15 novembre 1985, Bull. civ. Ass. plén. n° 9. 本判決の詳細については、中原・注 (53) 引用文献 (4) 883頁以下参照。

64) Cass. ass. plén., 19 mai 1988, Bull. civ. Ass. plén. n° 5. 本判決の詳細については、中原・注 (53) 引用文献 (4) 884頁参照。

65) N. Molfessis, La jurisprudence relative à la responsabilité des commettants du fait de leurs préposés ou l'irrésistible enlèvement de la Cour de cassation, in Mél. M. Gobert, Economica, 2004, p. 495; Ph. Malinvaud=D. Fenouillet=M. Mekki, op. cit., p. 617. - V. aussi G. Viney, obs. ss Cass. 2^e civ., 3 juin 2004, préc: JCP 2005, I, 132, n° 5.

66) 教師の責任については、奥野久雄「教師の不法行為責任に関する一考察——フランス法——」CHUKYO LAWYER 25号（2016年）33頁以下を参照。

67) 国と契約を結んでいない私立の教育機関の教員については、一般法の規定のみが適用される。したがって、過失が証明された場合に限り、個人的な責任を負う（民法典1240条）。

国の責任は、過失責任である。かつては、父母や職人の責任と同様、教師の過失が推定される時代もあった。しかし、1937年4月5日の法律により民法典1242条に8項が追加され⁶⁸⁾、その結果、被害者の側で教師の不注意 (imprudence) や懈怠 (négligence) を証明しなければならなくなった⁶⁹⁾。

(e) 一般原則に基づく責任 破毀院 (大法廷) は、1991年3月29日の判決 (Blieck 判決)⁷⁰⁾ において、物または他人の行為による責任に関する一般原則 (1242条1項) を適用し、労働扶助センターを運営する協会の責任 (無過失責任) を肯定した。この判決の事案は、センターの入所者 (知的な障害のある者) が森林に放火したために、森林の所有者から損害賠償を請求されたというものである。根拠とされた条文には「〔人は〕自己の行為によって生じさせた損害だけでなく、自己が責任を負う者の行為……から生じた損害についても責任を負う」と定められているところ、破毀院は、「協会は、障害のある者の生活様式を恒常的に設計し管理するという責務を引き受けていたのであるから、民法典1384条〔筆者注：現1242条〕1項にいう責任を負う者であるというべきであり、彼が与えた損害について賠償する義務を負うとの判断を控訴院が示したのは相当である」と判示した⁷¹⁾。

Blieck 判決を契機として、1242条1項に基づく責任は、その後、別のケースでも認められている。たとえば、非行少年を収容する施設は、入所者が与えた損害について責任を負わなければならない⁷²⁾。後見人も、保護

68) 民法典1242条8項は、「教師に関しては、侵害を生じさせたものとして援用される過失、不注意又は懈怠は、訴訟上、普通法に従って原告が証明しなければならない」と定めている。

69) 教師に過失はなく、教育機関の怠慢 (carence) で損害が発生した場合、1937年4月5日の法律は適用されず、行政責任の通常の規律に従い、行政裁判所に訴えを提起することになる。

70) Cass. ass. plén., 29 mars 1991, Bull. civ. Ass. plén. n° 1. 淡路・注 (10) 引用文献18頁以下参照。

71) P. Jourdain, op. cit., p. 117 は、「この予期せぬ判決は、精神病患者を自由または半自由な状態に置く現代的な治療方針が表す特別な損害リスクを考慮に入れるという正当な意図によるものである」として、判決を好意的に評価する。

72) Cass. civ. 2^e, 7 mai 2003, Bull. civ. II, n° 129.

を引き受けた未成年者の行為について責任を負う⁷³⁾。さらに、ラグビークラブなどのスポーツ団体も、選手の行為について責任を負う⁷⁴⁾。スポーツ団体の事例では、「競技会の間、メンバーの活動を組織し、指示し、管理する」という団体の任務が責任を認める理由とされている。Blieck 判決ではかかる任務の「恒常性」が考慮されていたのに対し、その要素は、（任務が競技会等の間に限られるこの事例では）必要とされていない。

これに対し、組織や管理の任務は重要である。実際、デモの最中に組合員が惹起した損害について労働組合の責任を否定した判例がある。労働組合には「組合員が参加する活動やデモの際に彼らの行動を組織し、指示し、管理する目的も任務もない」⁷⁵⁾との理由による。

これら一連の判決に対しては2通りの見方がある。1つは、判例が1242条の責任に新たなリストを追加したという見方であり、もう1つは、一定の範囲をもった一般原則が創設されたという見方である。いずれにせよ、ここでの責任も無過失責任であり、過失の不存在を証明しても責任の成立には影響がない⁷⁶⁾。他方、直接の行為者の過失を前提とすかどうかについては、破毀院（大法廷）2007年6月29日判決が、これを前提とする旨を示している⁷⁷⁾。

以上のように、判例は、1242条1項を手がかりに、他人が惹起した損害を理由とする責任の一般原則を形成しつつあった。しかし、民事責任法の改正草案では、それを根底から覆すかのような提案が示されている（草案1245条）。

73) Cass. crim. 28 mars 2000, Bull. crim. 2000, n° 140.

74) Cass. civ. 2^e, 22 mai 1995, Bull. civ. II, n° 155. V. aussi pour une association organisant un défilé de majorettes : Cass. civ. 2^e, 12 décembre 2002, Bull. civ. II, n° 289.

75) Cass. civ. 2^e, 26 octobre 2006, Bull. civ. 2006, II, n° 299.

76) この点を明示するものとして、Cass. crim. 26 mars 1997, Bull. crim. 1997, n° 124.

77) Cass. ass. plén., 29 juin 2007, Bull. civ. Ass. plén. n° 7. ラグビーの試合中に選手が負傷したという事案の裁判において、加害者（選手）のルール違反（過失）の有無を確認することなく大会の運営者の責任を肯定した原審の判決が破毀された。

(3) 民事責任法の改正草案

現在、フランスでは、民事責任法の改正作業が進行中である。司法省は、2016年4月29日、2つの学者グループによる改正提案——カタラ草案とテレ草案——の内容を調整した予備草案を公表し⁷⁸⁾、パブリック・コメントの手続を経て、2017年3月13日、改正草案(第2草案)を公表した⁷⁹⁾。

不法行為責任の規定は、現行民法典のもとでは、第3編「所有権の取得方法」の第3章「債権の発生原因」の中にある第2節「契約外責任(responsabilité extracontractuelle)」に収められている(【表2】参照)。本稿でこれまでに確認した1240条ないし1244条は、第1款「一般の契約外責任」にある。第3款「環境損害の賠償」は2016年8月8日の法律第1087号で新設されたばかりであるから、不法行為責任の規定は、つい最近まで、一般の責任と欠陥製品の責任とに分かれるだけの極めてシンプルな構造であった。

これに対して、第2草案においては、契約責任と契約外責任(不法行為責任)の規定が「民事責任」(第1節)という形でまとめられ⁸⁰⁾、冒頭規定

78) 予備草案に対する仏語解説として、M. Mekki (ss dir.), *Avant-projet de réforme du droit de la responsabilité civile : l'art et la technique du compromis*, LGDJ, Lextenso, coll. «Forum», 2016; G. Viney, *L'espoir d'une recodification*, D. 2016, p. 1378; Ph. Brun, *Premiers regards sur l'avant-projet de réforme de la responsabilité civile*, Rev. Lamy dr. civ. sept. 2016, p. 31; L. Bloch, *Réforme du droit de la responsabilité civile : retour vers le futur*, Resp. civ. et assur. juin 2016, focus 15; JCP G 25 juill. 2016, dossier spécial, suppl. n° 30-35; J.-S. Borghetti, *L'avant-projet de réforme de la responsabilité civile*, *Vue d'ensemble de l'avant-projet*, D. 2016, p. 1386 et du même auteur, *L'avant-projet de réforme de la responsabilité civile. Commentaires des principales dispositions*: D. 2016, p. 1442.

79) 第2草案に対する仏語解説として、M. Mekki, *Le projet de réforme du droit de la responsabilité civile du 13 mars 2017 : des retouches sans refonte*: Gaz. Pal. 2 mai 2017, n° 17, p. 12 et s.; S. Carval, *Le projet de réforme du droit de la responsabilité civile*, *Aperçu rapide*, JCP G 10 avr. 2017, n° 15, 401; J.-S. Borghetti, *Un pas de plus vers la réforme de la responsabilité civile : présentation du projet de réforme rendu public le 13 mars 2017*, D. 2017, p. 770.

80) 契約責任と不法行為責任とを「民事責任」という形でまとめることの意味は、両者に共通する規定と調整する規定を置くことにあると思われる。その点で重要なのは、草案の1233条ないし1234条が、契約責任の優先(いわゆる「非競合(non-cumul)の原則」)✕

【表2】 フランス民事責任法改正第2草案

現 行 法	第2草案（2017年3月13日公表）
第3編 所有権の取得方法	第3編 所有権の取得方法
第3章 債権の発生原因	第3章 債権の発生原因
第1節 契 約	第1節 民事責任(1232条)
第2節 契約外責任	第1款 冒頭規定(1233条～1234条)
第1款 一般の契約外責任 (1240条～1244条)	第2款 責任の要件
第2款 欠陥製品の責任 (1245条～1245条の17)	第1目 契約責任および契約外責任の 共通規定(1235条～1240条)
第3款 環境損害の賠償 (1246条～1252条)	第2目 契約外責任の規定
	1. 契約外責任の発生事実 (1241条～1244条)
	2. 他人が惹起した損害の責任 (1245条～1249条)
	第3目 契約責任の規定 (1250条～1252条)
	第3款 責任を免除または阻却する事由 (1253条～1257条の1)
	第4款 責任の効果(1258条～1280条)
	第5款 責任に関する特約 (1281条～1284条)
	第6款 主な特別責任制度 (1285条～1299条の3)

（第1款）以下，責任の要件（第2款），責任を免除または阻却する事由（第3款），責任の効果（第4款），責任に関する特約（第5款），主な特別責任制度（第6款）と続いている。

本稿の問題関心との関係で差し当たり重要なのは，草案の1241条ないし1249条の規定である。次のような特徴を指摘することができる。

第1に，不法行為責任の発生原因として，過失 (faute)，物の所為 (fait des choses)，異常な近隣妨害 (troubles anormaux de voisinage) の3つが並べられている（草案1241条以下）。順序こそ過失が最初ではあるものの，他

↘を採用しつつ，人身損害の場合や第三者に対する責任の場合の例外規定を設けていることである。

の2つの原因(無過失責任の原因)と並列の関係にあることの意味は極めて大きいものと思われる。

第2に、物に関する責任の規定が整理され、判例の到達点が明文化されている(草案1243条)。現行法には、物に関する責任の一般規定(1242条1項)のほか、動物の所有者等の責任(1243条)と建物の所有者の責任(1244条)とがあるが、後2者は削除された。また、物の所為が、①物の運動と②損害対象(被害者の身体または損傷した財産)との接触から推定されること(2項)、上記①②のいずれかを証明できない場合は、物の瑕疵や物の異常な位置、状態、作用を被害者が証明しなければならないこと(3項)、保管者とは、加害事実のあった時に物の使用(usage)、制御(contrôle)、指揮(direction)を行う者であり、所有者が保管者であったと推定されること(4項)が明文化されている。

第3に、近隣妨害の規定(草案1244条)が新設されている。判例は、従来から、生活利益の異常な侵害(騒音、煙など)の責任を過失責任とは切り離し、過失の証明を不要とする客観的責任としてきた⁸¹⁾。草案の規定によれば、「所有者、賃借人、土地の占有若しくは利用を主目的とする権原の保有者、注文者又はこれらの権限を行使する者が通常の不利益を超える近隣妨害を引き起こした場合は、当該妨害に起因する損害に対して法律上当然に責任を負」い(1項)、「有害な活動が行政によって許可された場合であっても、裁判官は、損害賠償を命じ、又は妨害を停止させるための合理的な措置を命ずることができる」(2項)。

第4に、他人の惹起した損害の責任に関する諸規定が、上記3つの発生原因とは別立てとされている。その冒頭の規定(草案1245条)によれば、「人は、第1246条ないし第1249条で定められた場合と要件で、他人が惹起

81) Cass. civ. 3^e, 4 février 1971, JCP 1971. II. 16781; Cass. civ. 3^e, 25 octobre 1972, JCP 1973. II. 17491; Cass. civ. 3^e, 13 novembre 1986, Bull. civ. 1986, III, n^o 172; Cass. civ. 3^e, 28 juin 1995, Bull. civ. 1995, III, n^o 222; Cass. civ. 1^{re}, 18 septembre 2002, RD imm. 2003, 96.

した損害の責任を負」い（1項）⁸²⁾、その「責任は、直接の行為者の責任を発生させうる所為の証明を前提とする」（2項）。1項も2項も、従来の判例の立場を変更するものである。判例は、現行民法典1242条の各項に該当しない事案に同条1項（無過失責任の一般規定）を適用していたが、草案の規定（1項）によれば、これは否定される。また、現在の判例は、父母の責任の成立に未成年子の過失を要求しておらず、使用者の責任についても被用者の過失を要求していないように解されるが、草案の規定（2項）はそうではない。この点は、民事責任の客観化という観点からすれば「後退」ともとれるし、行き過ぎた客観化の「是正」ともいえる。

第5に、自動車の運転者または管理者の責任に関する規定が民法典に組み入れられている（草案1285条以下）。現行民法典には、すでに欠陥製品の責任に関する規定が存在するところ、第2草案は、これに自動車事故の規定を追加するものである。

以上5点が、本稿の着目する改正草案の特徴である。改正作業の今後の行方は予断を許さないが、かりに（後退ないしは是正のみられる）第2草案の内容がそのまま採用された場合でも、日本法との比較では、民事責任の客観化は依然として相当に進んでいる。その「客観化」と車の両輪の関係にあるのが、民事責任の「集団化」である。

3. 集団的補償システム

2で考察した責任の客観化は、民事責任の「集団化」を可能にする技術の開発を促した。そのうち最も一般的な例は責任保険である。責任保険の目的は、他人に損害を与えた被保険者を責任の金銭的な負担から解放することであり、被保険者が他人に損害を与えた場合、保険者が、被保険者の負う賠償義務の履行を代行してくれる。統計的な計算を前提とするこのメカニズムには、被保険者集団に賠償リスクを広く分散させる効果がある。

82) 草案の1246条は父母等の責任、1247条は精神に障害のある者の法定監督者の責任、1248条は契約に基づいて他人を監督する者の責任、1249条は使用者の責任の規定である。

しかし、保険による責任の集団化は、なお間接的なものにとどまっている。というのも、保険者による損害の補償は、被保険者が有責であるとの判断(究極的には判決)を前提とし、その直接の目的は、あくまでも被保険者である加害者に対する補償だからである。他方、被害者に対する補償を直接的な目的とする制度もある。1つは、社会保障(Sécurité sociale)である。社会保障は、戦争による損害や労働災害など、法律で事前に定められたリスクを加入者集団に分配する仕組みである。そして、もう1つは保障基金(Fonds de garantie)である。保障基金は、医療事故や公害など特定の事故の被害者を救済する目的で設けられた制度である。

集団的補償システムが民事責任法に与える負の影響については4で考察することとし、以下ではまず、上記3つのシステムの概要を簡単に確認する。

(1) 責任保険

責任保険の典型は、1958年2月27日の法律により加入が強制された自動車保険である(保険法典L.211条の1第1項参照)。わが国にも同様の制度が存在するが、フランスには、自動車のほかにも、狩猟(環境法典L.423条の16)、医療(公衆衛生法典L.1142条の2)、不動産賃貸借(保険法典L.215条の1)、区分所有の管理組合(保険法典L.215条の2)、旅客運送(保険法典L.220条の1)、建設工事(保険法典L.242条の1)、スポーツ競技(スポーツ法典L.321条の1)、学校の課外活動など⁸³⁾、大学教育⁸⁴⁾等々の領域で保険への加入が強制されている。また、実現には至らなかったものの、破産院は2002年の年次報告書(23頁)の中で、父母の責任に関する強制保険の導入を提案している。父母の責任を無過失責任としたBertrand判決が1997

83) <https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/Publications/Vie-pratique/Fiches-pratiques/Assurance-scolaire> (最終閲覧日:2018年9月6日)

84) http://www.univ-lyon3.fr/etudiants-etrangers-assurances-obligatoires-1061283.kjsp#AssuranceResponsabilit_Civile (最終閲覧日:2018年9月6日)

年、未成年子の過失を責任の成立要件から外した Levert 判決が2001年であるから⁸⁵⁾、いかに民事責任と責任保険との結び付きが強く意識されているかがわかるであろう。

責任保険の拡大は、見方を変えれば、民事責任の拡大を誘発し、促進し、制度的な環境を整えたともいえる。実際、早くも1947年には、次のような学説の指摘がある。「責任の範囲が無制限に拡大する傾向にあるのは、ひとえに、外見上は個人的な責任の負担が、最終的には社会全体に分散されているためである」⁸⁶⁾。1958年に自動車の強制保険が導入された後、破毀院は、好意同乗のケースにも無過失責任の一般原則を定めた規定（旧1384条1項）を適用するとの判断を下したが⁸⁷⁾、この判決などは、まさにその格好の例である。1955年には狩猟者の強制保険制度が始まっているが、それをきっかけに、集団内の特定できない個人が引き起こした損害に対する賠償が様々な理由で認められるようになった⁸⁸⁾。また、契約責任の例ではあるが、1968年に破毀院がリフト経営者の安全債務を結果債務と判断したのも、1964年の強制保険の導入が影響したといわれている⁸⁹⁾。

（2）社会 保障

集団によるリスク負担は、社会保障制度がより直接的に追求する目的でもある⁹⁰⁾。たとえば、業務中の人身事故（労働災害）により損害が生じた

85) Sur l'arrêt Bertrand, v. cass. civ. 2^e, 19 février 1997, op. cit., note 45 ; sur l'arrêt Levert, v. cass. civ. 2^e, 10 mai 2001, op. cit., note 47.

86) R. Savatier, Métamorphoses du droit civil contemporain, 1954, n° 284.

87) Cass. ch. mixte, 20 déc. 1968. D. 1969.37.

88) Cass. civ. I^{re}, 5 juin 1957, D. 1957.493 ; 5 février 1960, D. 1960.365 ; 11 février 1966, D. 1966.228.

89) リフト経営者の債務は、1949年には手段債務であったが（Cass. civ. 7 février 1949, JCP 1949. II. 4959）、1968年に結果債務となり（Cass. civ. 1^{re}, 8 octobre 1968, D. 1969.157）、1986年に再び手段債務となった後（Cass. civ. 1^{re}, 11 mars 1986, Bull. civ., I, n° 65）、1995年に結果債務となった（Cass. civ. 1^{re}, 4 juillet 1995, Bull. civ., I, n° 301）。

90) Cf. P. Raynaud, De la responsabilité civile à la Sécurité sociale, D. 1948.1.93 ; S. David-Constant, L'influence de la Sécurité sociale sur la responsabilité civile, in. Mélanges ↗

場合、労働者またはその遺族は、社会保障基金から自動的な補償を受けられる⁹¹⁾。補償には、医療費の償還、治療期間中の休業補償（一時的な労働能力喪失の場合）、年金の支給（機能障害が残る場合）などが含まれる。

ただし、補償額には上限がある。補償限度額を超える損害は、使用者に「許容しがたい過失」⁹²⁾がある場合にのみ、社会保障の窓口を通して賠償を請求することができる。使用者は、被害者に対する追加の補償と、社会保障料の負担分の増額に応じなければならない。その一方で、労働者は、事故が「物」に起因する場合であっても、1242条1項（無過失責任の一般原則）の責任を使用者に追及することはできない⁹³⁾。特別制度による一般法の排除である。

(3) 保障基金

被害者にとって最悪の事態は、加害者が無資力で、かつ保険に加入していない場合（あるいは、加害者の故意や保障限度額の超過を理由に保険で保障されない場合）である。しかし、現実化するリスクと状況によっては、被害者のみに加害者の無資力の負担を負わせるのは不公平である。このような

↳Savatier, p. 235; R. Granger, L'influence de la Sécurité sociale sur la responsabilité civile, Droit Social, 1955, p. 503.

91) 労働災害の補償制度は1989年4月9日の法律にさかのぼる。その後、社会保障との統合が図られ、現在では社会保障法典 L. 411条の1以下で規定されている。

92) 労働災害における「許容しがたい過失」とは、判例によれば、「意図的な作為または不作為を理由とする例外的な重大性をもち、その結果生じる危険性について当事者がもっておくべき認識があり、かつ違法性を阻却する事由のまったくない過失」をいう（Cass. ass. plén., 18 juillet 1980, Gaz. Pal. 1981.14）。この定義は、1987年1月27日の法律により、社会保障法典 L. 452条の4で採用されるに至っている。使用者の許容しがたい過失は、第三者の過失が、その認定の障害とはならない（Cass. civ. 2^e, 2 novembre 2004, Bull. civ., II, n° 478）。被害者の過失も、それ自体が許容しがたいものでない限り、同様である（Cass. ass. plén., 24 juin 2005, D. 2005.2375）。

93) Cass. civ. 2^e, 16 novembre 2004, Bull. civ., II, n° 491. もっとも、被害者の遺族が間接損害の賠償を請求する場合は別である（Cass. ass. plén., 2 février 1990, D. 1991, somm. 120）。

理由から、一部の特別な領域については「保障基金（Fonds de garantie）」と呼ばれる、被害者が基金の拠出者集団の負担で賠償を得ることのできる例外的な仕組みが創設されている。その1つは、1951年に創設された「自動車事故保障基金（Fonds de garantie automobile）」である（保険法典 L.420条の1以下参照）。この仕組みは、1968年2月19日のデクレにより狩猟事故にも適用されている。

刑事の分野では、1977年1月3日の法律が、刑事犯罪によって生じた人身損害の被害者に対して「生活環境に対する重大な侵害」の場合に国家の負担で（最小限の）補償を確実にする旨を定めている（保険法典 L.420条の8）⁹⁴⁾。さらに、1986年9月9日の法律（1990年7月6日の法律により改正）では、テロの被害者のための保障基金が創設されている（保険法典 L.126条の1および L.422条の1）。

公害や医療の分野では、「アスベスト被害者補償基金（FIVA⁹⁵⁾」（2000年12月23日の法律53条Ⅱ）や「医療事故補償事務局（ONIAM⁹⁶⁾」（公衆衛生法典 L.1142条の22）があり、その範囲を拡大し続けている。

（4） 集団的補償の利点

リスクを稀釈化する効果のあるこのようなシステムには、もちろん大きな利点がある。すなわち、「社会的には、各人の平等な安全が確保され、

94) この制度は、1981年2月2日の法律と1983年7月8日の法律（刑事訴訟法典706条の3以下）によって補償が強化されている。また、この場合の補償は「犯罪被害者の補償委員会」と呼ばれる特別裁判所によって決定される。

95) Fonds d'indemnisation des victimes de l'amiante ; v. <http://www.fiva.fr/>（最終閲覧日：2018年9月6日）

96) Office national d'indemnisation des accidents médicaux ; v. <http://www.oniam.fr/>（最終閲覧日：2018年9月6日）。ONIAM については、我妻学「フランスにおける医療紛争の新たな調停・補償制度」都立大法学会雑誌46巻2号（2006年）49頁以下、竹村壮太郎「〈研究ノート〉医療事故事例における損害賠償責任制度の展望：無過失補償制度との関係をめぐるフランス法の現在と日本法の将来（1）（2・完）」上智法學論集58巻3・4号119頁以下、59巻1号（以上、2015年）51頁以下参照。

運命を分かち合うことにより連帯が強化される。心理的には、自己の安全に対する安心感が各人に与えられるだけでなく、現実的な意識における正義の感情をも満足させてくれる。なぜなら、人はみな(無償で)運命から守られていると感じているからである(集団が支払うことになる場合には、誰もそれが立替金であることなど考えない)。「『保険で支払う』というのは、各人に、損害が誰の負担にもならないという感覚を抱かせる。このような心理的態様が、集団的責任の拡大に大いに寄与するのである」⁹⁷⁾。

4. 過失責任の後退

民事責任の著しい客観化は、過失責任が適用される範囲を大幅に縮小する。実際、司法省の改正草案においては、物の所為(1243条)、異常な近隣妨害(1244条)、他人の行為(1245条以下。1248条を除く)、自動車(1285条以下)、欠陥製品(1289条以下)に基づく責任が、明文の規定により無過失責任と定められている。過失責任に残された主な領域は、人格権(名誉、プライバシー、肖像権など)、所有権等の物権、知的財産権、商人間の不正競争といったところである。

適用範囲の縮小は、過失に結びつけられた制裁機能を低下させる。しかも、充実した集団的補償システムの存在が、行為者の悪意を誘発し、不注意を助長することにもなる。「かくして歪められた法的責任は、道徳的責任に対立し、それを破壊する」⁹⁸⁾。怠慢な人が自らの過失に責任をもたないばかりか、それを勤勉な人に押しつけるという逆説的な結果も生じている⁹⁹⁾。「民事責任(法)の危機」と呼ばれる現象である。

97) A. Bénabent, op. cit., note 15, p. 406.

98) Savatier, op. cit., note 86, n° 292.

99) A. Bénabent, op. cit., note 15, p. 406.

5. 本稿の問題関心と構成

（1）本稿の問題関心

19世紀のフランスにおいて民事責任の客観化を進行させた社会的事情（人の活動の機械化、人の価値の高まり、加害者から被害者への視線の移動）¹⁰⁰⁾は、日本においても妥当する。現代のフランスにおいては、責任の客観化が科学の進歩と技術の発達によるリスクの増大から正当化されることも多いが、リスクの増大は、グローバル化の進んだ世界に共通の現象である。にもかかわらず、日本とフランスとで不法行為制度の考え方と（少なくとも条文上の）内容がかくも異なるのはなぜなのか。本稿の出発点は、このように極めて素朴な疑問にある。

わが国では、人の自由な活動を保障する法概念として「過失」の意義が強調される。それが一面で真理であることには異論はない。しかし翻って、何の落ち度もない被害者が、加害者の起こした「事故」による損害を負担しなければならないいわれもない。なぜ被害者は、加害者の自由な活動の犠牲になるのだろうか。そこには正義の観念が欠落しているのではあるまいか。

過失に責任を帰する理由を考えると、従来は「被害者救済」の陰に隠れがちであった「予防」と「制裁」という機能にたどり着く¹⁰¹⁾。フランスで「危機」と呼ばれている現象は、まさに民事責任（法）がこれらの機能を低下させていることに原因がある。しかしながら、民事責任法が予防や制裁の機能を発揮することを期待される領域が、少なくとも一部には存在するように思われる。

ところで、リスク社会でいう「リスク」には、当初から内容が特定され、その内容が現実化する確率もある程度は予測のつくものと、それらがまったく不明確なものがある（両者の間にはグラデーションがある）。ま

100) 本稿2参照。

101) これら2つの機能については、廣峰正子『民事責任における抑止と制裁——フランス民事責任の一断面——』（日本評論社、2010年）が学説の紹介と検討を行っている。

た、加害者はリスクを熟知しているのに被害者はそうではないという場合がある一方で、被害者自身がリスクを認識し承認している場合もある。加えて言うなら、社会がリスクを承認している場合もあれば、まったく許さない場合もある。リスクとそれを取り巻く状況の多様性は、民事責任の客観化と集団化の問題を検討するうえで看過できない点である。

最後に、フランスでは、民事責任法の分野で「リスク」が語られる際には、なぜ責任を負うのかという根拠の問題と、誰が責任を負うのかという主体の問題とが意識されている。両者は密接に関連するが、混同すべきではない。責任の根拠 (fondement) と要件 (condition) も、事情は同じである。

(2) 本稿の構成

このような問題関心のもと、本稿では、以下の構成のもとに考察を進めていく。

まずⅡでは、民事責任の客観化と集団化をめぐる学説の史的展開を整理する。民事責任の客観化を正当化する理論には、リスク理論のほかにもいくつかの説があり、またリスク理論のなかにもバラエティが存在する¹⁰²⁾。他方、責任の集団化に関しては、「国民的連帯 (solidarité nationale)」ないし「社会的連帯 (solidarité sociale)」という思想に着目する。

Ⅲでは、民事責任法の危機と呼ばれる現象を取り上げ、「危機」の具体的内容を明らかにするとともに、その真偽を検証する。ここでは、民事責任制度の機能についても考察の対象とする。

次にⅣでは、過失責任に期待されている新たな役割に光を当てる¹⁰³⁾。「予防原則」の分析が中心となる。

102) その1つは、スタルクの提唱する保証理論である。スタルクの理論については、淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』(有斐閣, 1984年)18頁以下、石井智也「スタルクの民事責任論と不法行為責任の根拠」茨城大学人文学部紀要・社会科学論集49号(2010年)1頁以下参照。

103) フランスの「過失」概念については、廣峰正子「フランス民事責任におけるフォート概念の存在意義」立命館法学323号(2009年)18頁以下参照。

続いてVでは、民事責任法改革の議論を手がかりに、現代のフランスにおける基本的な対立軸を提示する。その過程では、ヨーロッパ諸国との法的な調和に対する圧力や、現行制度に対する経済学的分析の紹介と検討も行うことになる。

以上のフランス法の考察を経た後、VIでは、日本法の現状分析を行ったうえで、わが国の民事責任法に適したリスク理論の展開を模索する。さらにVIIでは、日本における集团的補償システムの可能性を追究する。

最後にVIIIでは、本稿の内容を改めて振り返り、「社会のリスク化」と「リスクの社会化」という一応の結論を提示する。